

序章

はじめに



序章 はじめに

1. 都市マスタープランの目的等

1) 目的

平成 4 年 6 月に改正された都市計画法により、全国の市町村に対して「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(以下、「都市マスタープラン」という。)の策定が義務づけられました(都市計画法第 18 条の 2)。

【都市計画法第 18 条の 2】(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

また、「都市計画運用指針(国土交通省)」では、「都市マスタープラン」(運用指針では「市町村マスタープラン」と呼んでいます)について、以下のように定義しています。

【都市計画運用指針】

市町村マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫の下に住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の方針として定められることが望ましい。

この際、土地利用、各種施設の整備の目標等に加え、生活像、産業構造、都市交通、自然的環境等に関する現況及び動向を勘案した将来ビジョンを明確化し、これを踏まえたものとするのが望ましい。

このように「都市マスタープラン」は、市全体及び身近な地域の将来像を明らかにし、土地利用、都市施設、都市環境のあり方についての基本的な方針を定めることにより、本市の都市計画に関する総合的な指針とする事を目的としています。

2) 位置づけ

「都市マスタープラン」は、都市計画法上、次のように位置づけられます。

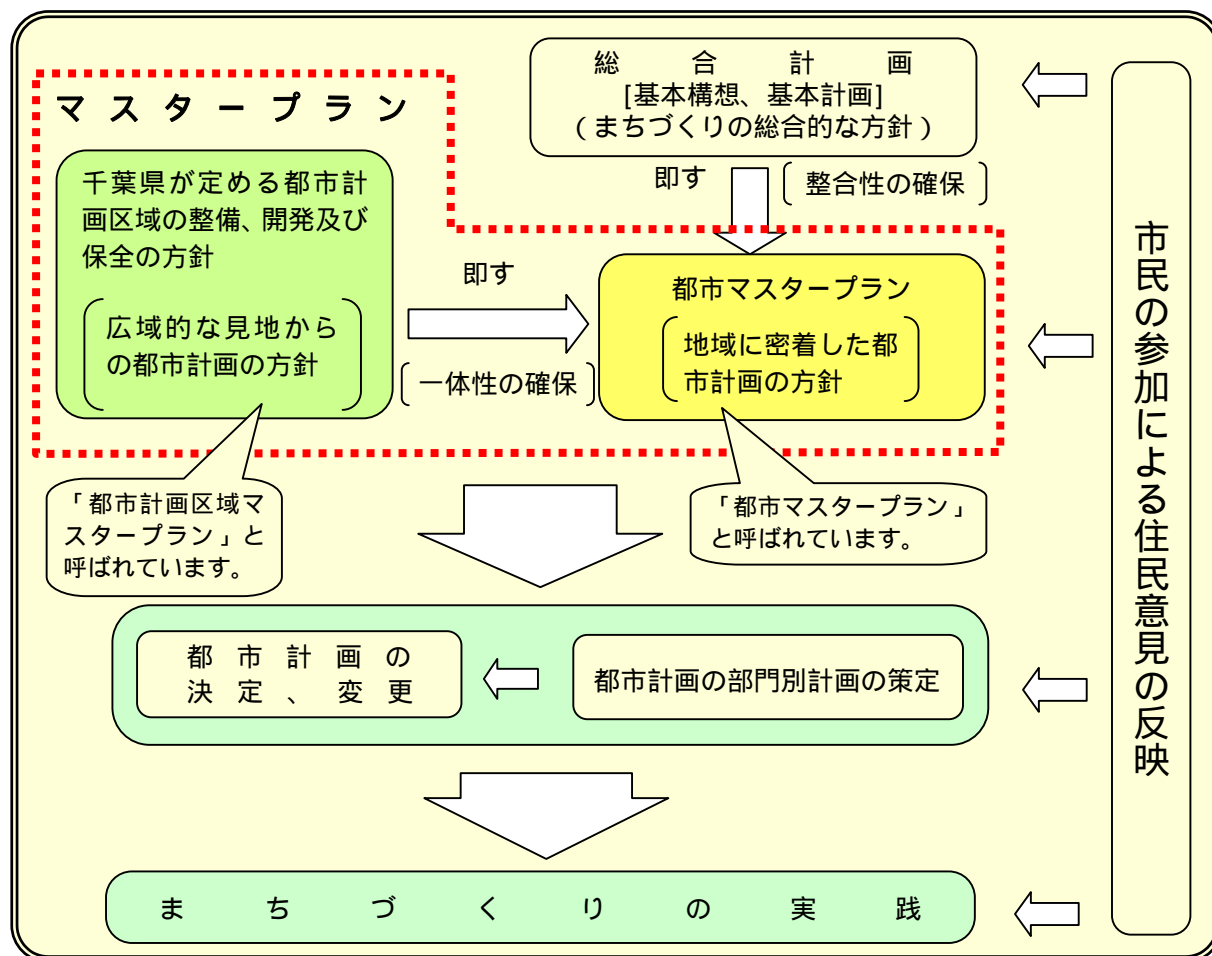
当該市町村を含む都市計画区域マスタープラン（「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」）、市町村の建設に関する基本構想（地方自治法による「基本構想、基本計画（市町村の総合計画）」）、国土計画法による「国土利用計画（市町村計画）」に即して定める市町村の都市計画に関する基本方針となるものである。

公聴会の開催等の措置により、住民意見を反映させた計画である。

行政内部だけを対象とした計画ではなく、広く住民に向けて公表することを前提とした計画である。

地域地区や都市施設の計画及び都市計画事業等に関する個別具体の都市計画を運用する上での法的根拠となる計画である。

また、本市のまちづくり等に関連する計画の中で次のように位置づけられます。



2. 都市マスタープランの策定について

1) 計画の構成内容

都市マスタープランは、大きく「全体構想」、「地域別構想」の 2 つの構成で計画されることが一般的で、各々次のような内容を明らかにします。

また、都市マスタープランを実現するための方策について示します。

全体構想

都市全体を広域的な視点から計画するもので、本市総合計画の理念、目標を踏まえ、これを実現するための都市づくりの視点や課題に対応した都市の将来像、都市整備等右の事項について方針を整理します。

- 都市の将来像
- 土地利用
- 市街地整備
- 都市施設
- 都市景観
- 都市防災
- 自然環境

地域別構想

都市全体を地域の実情を踏まえた地域に区分し、身近な地域単位での将来像、地域整備等右の事項について方針を整理します。

- 地域の将来像
- 土地利用
- 都市施設
- 地域景観
- 自然環境

都市マスタープランの実現に向けて

都市マスタープランの実現のための整備方策として、実施すべき都市計画事業等について整理します。

2) 計画期間

都市マスタープランは、概ね 20 年後の将来を目標とするものであることから、計画目標年次を平成 37 年（2025 年）に設定しました。

3) 策定の基本的な考え方

都市マスタープランの策定については、20 年後を見据えた将来都市像を検討します。しかしながら、今後、社会経済情勢の変化に応じ、必要な場合に計画の見直しを図るなど、状況に応じ柔軟に対応できる計画とします。